

未承認動物用医療機器の展示に関するガイドライン

展示会の種類	関係分野の専門家を対象とし、学術研究の向上、発展を目的とするもの	一般人を対象とし、科学技術又は産業の振興を目的とするもの	一般人を対象とし、動物用医療機器のデザイン等（名称、製造方法、効能効果及び性能を除く。）に関する情報提供を目的とするもの
主催者・後援等	関係分野の科学者により構成され、学術研究の向上、発展を図ることを目的とする公的学会等が主催するものであること。 ただし、特定企業が深く関係するとみられる私的な研究会等はこれに含まれない。 （例）・日本学術会議における登録学術研究団体	公的機関の主催又は後援するものであること。 （例）・国、地方公共団体、外国政府、大使館・特殊法人	次のいずれかであること。 ①公的機関の主催又は後援するもの （例）・国、地方公共団体、外国政府、大使館・特殊法人 ②公益法人が主催するもの （例）・財団法人、社会法人
展示責任者	研究発表者又は学会であること。	展示会主催者であること。	同左
展示場所	学会研究発表会場又は学会が指定した展示会場内であること。	主催者が指定した展示会場であること。	同左
展示方法	①未承認品であり、販売、授与できない旨を明示すること ②製造方法、効能効果、性能に関する標ぼうは、精密かつ客観的に行われた実験のデータ等事実に基づいたもの以外は行わないこと ③関連資料等の配布は原則として行わないこと。ただし、獣医師等の求めに応じて、研究発表論文別刷等、既に評価を受けた学術論文を提供することは、この限りではない。	①同左 ②予定される販売名は標ぼうしないこと。ただし、輸入品について製造時に動物用医療機器本体に輸入先国の言語で記載されている場合はこの限りではない。 ③左記②に同じ。 ④関連資料等の配布は原則として行われないこと。ただし、主催者が、特定せずに作成した課が技術の一般的な解説書については、この限りではない。	①予定される販売名、製造方法、効能効果及び性能に関する標ぼうを行わないこと。ただし、販売名の標ぼうに関し輸入品について製造時に動物用医療機器本体に輸入先国の言語で記載されている場合はこの限りではない。②関連資料等の配布は原則として行わないこと。ただし、主催者が特定企業、特定商品に限定せずに作成した一般的な解説書等については、この限りではない。
展示後の措置	原則として販売、授与せず、廃棄、返送等の適切な措置をとること。ただし、一定の手続きを行った上での治療での使用等承認申請目的への転用、承認取得が近々予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りではない。	同左	同左

(別添2)

動物用医薬品等広告適正化基準

第1 目的

この基準は、動物用医薬品等の広告が、虚偽又は誇大にわたらないようにするとともに、その適正を図ることを目的とする。

第2 広告の範囲

動物用医薬品の名称、成分分量、製造方法、用法用量及び効能効果の広告については、薬事法（以下「法」という。）第14条の規定により承認を受けた範囲をこえないものとする。

第3 広告の表現の制限

- 1 広告は、明瞭でかつ平易な表現で行うものとする。
- 2 最大級の表現又はこれに類する表現は行わないものとする。
- 3 法第14条により承認を受けた事項の内容を誤認させ、若しくは誤認させるおそれのある表現並びに効能効果を保証する表現は行わないものとする。
- 4 副作用を生じやすい動物用医薬品については、不当に安全性を誇張するおそれのある表現は行わないものとする。
- 5 他社製品をひぼうし、若しくはひぼうするおそれのある表現は行わないものとする。
- 6 広告に文献を引用する場合は、その文献に記載された事実を正確に表現して行うものとする。
- 7 法第49条第1項の規定により農林水産大臣の指定する動物用医薬品については、獣医師等の処方せん又は指示により使用すべき旨、また注射剤、注入剤等であって獣医師等の指導により使用することが望ましいものにあつてはその旨説明するものとする。
- 8 動物用医薬品等を使用する公の機関、学校、団体、診療所、個人等が当該動物用医薬品等を指定し、公認し、推せんし、又は運用している等の表現は行わないものとする。

第4 懸賞、賞品等による広告の制限

- 1 動物用医薬品等の乱売を助長し、又は助長するおそれがあると認められる懸賞又は商品付き広告は行わないものとする。
- 2 商品又は景品に動物用医薬品等をもってあてる広告は行わないものとする。